

平成25年7月4日
福 島 県

出荷制限等指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（イノシシ）－

1 出荷制限等について

野生のイノシシ肉について、県北及び相双地区においては摂取制限が、県北、県中、県南、相双及びいわき地区においては出荷制限がかけられている。

本県では、これまでも県内全域における野生動物の放射線モニタリング調査を実施して定期的に結果を公表しており、基準値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じて、有害捕獲従事者、狩猟関係者等に対し当該地区において捕獲された野生動物自家消費を控えるよう呼びかけている。

このほか、報道機関や県ホームページへも情報を掲載するなどして、一般県民に広く周知を行っている。

なお、これまでの検査により、基準値を超える結果が出ている県北、県中、県南、会津、相双及びいわき地区においては、捕獲されたイノシシの自家消費を控えるよう既に呼びかけているところであり、今後は県内全域において、自家消費を控えるよう呼びかけていく。

2 放射性物質検査

平成23年度より野生鳥獣の放射性核種濃度の検査を実施しており、今後も検査を継続していく。

※県北地区

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、桑折町、川俣町、大玉村

※県中地区

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村

※県南地区

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

※相双地区

相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

※いわき地区

いわき市

※会津地区

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町